

○財務省告示第二百七十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、平成三十年九月十日に発行した利付国債の発行条件を次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五十一回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三	法律及びその条項の適	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱
五	発行額	額面金額で十億八千二百二十万円
六	払込金額	円 十億八千三百七十一万五千八十
七	最低額面金額	円 五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成三十年九月十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円十四銭

